

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 6 期 第 2 回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開 催 日 時		令和 6 年 11 月 21 日（木）10 時 00 分～12 時 07 分
開 催 場 所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1. 開 会 (1) 委員・幹事紹介 2. 議 事 (1) 計画改定の方向性について (2) 食品ロス削減推進計画の見直しについて 3. その他 (1) 前回審議会の確認事項について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、蔵方康太郎、富沢正弘、松浦義忠、有里真穂、西山陽介、宮崎けい子、細川正博、竹野康二、青木正典、飯島一夫、木川るり子、望月綾子、岡田英男（環境清掃部長）、柳信雄（環境清掃部副参事）（敬称略）
	そ の 他	環境清掃部環境政策課長、環境清掃部環境保全課長、環境清掃部豊島清掃事務所長
	事 務 局	環境清掃部ごみ減量推進課長 ごみ減量推進課計画調整係長、同主事 ごみ減量推進課事業推進係長、 豊島清掃事務所管理係長、豊島清掃事務所作業係長、 豊島清掃事務所統括技能長

審 議 経 過

(10 時 00 分開会)

1. 開 会

(1) 委員・幹事紹介

- ・ 前回欠席委員及び交代幹事の紹介及び自己紹介
- ・ 傍聴について

2. 議 事

○ごみ減量推進課長 それでは、議事に移ります前に、会議の公開等についてご説明させていただきます。審議会等の会議の公開に関しましては、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めがございます。この要綱に従って次の通り処理をさせていただくということで考えております。1. 豊島区リサイクル・清掃審議会は公開する。2. 傍聴について、区のホームページに記載するほか区広報紙等で事前に周知し、傍聴者に関しては会議の運営に障害を来さないと会長が判断した場合、希望者を受け入れる。3. 会議録について、会議録の記載事項のうち、審議経過については、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現で整理する。事務局及び区側出席者については、「職名」で整理する。会議終了後、全委員の確認を経た後、ホームページに掲載する。

以上でございます。この件につきまして異議がないようでしたら、事務局案のとおり会議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。それでは、これからの進行は、会長にお願いいたします。なお、本日の予定ですが、12 時を目途にご審議いただきたく、ご協力の程よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、司会を代わらせていただきます。よろしくお願いいたします。まず、傍聴についてです。事務局にお尋ねします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○ごみ減量推進課 本日の傍聴希望者はいません。

○会長 それでは、2. 議事に入らせていただきます。議事の(1)計画改定の方性について事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは、計画改定の方性についてということで、ご説明をさせていただきます。資料第 2-2 号をご覧ください。前回、7 月の第 1 回の審議会におきまして、これまでの振り返りをさせていただいたところでございます。そちらをこの図 1「現行の一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画改定のポイント（振り返り）」のほうにまとめているという状況でございます。計画項目の進捗状況ということで、各三つの基本方

針がございますが、その後ろには、各基本方針における、現行の計画での四または五つの施策を書かせていただいております。それについての現行の進捗状況や、課題と進捗状況を囲みの中に書いてあります。赤囲みで強調しているのは、現在の達成状況、それから国や都の状況というところを踏まえて、新計画に盛り込んでいきたい部分です。これらをまとめて、前回の審議会で改定計画のポイントということで3点お示しをさせていただいております。一つは区民・事業者への情報発信、二つ目はリサイクル品目・手法もふくめた更なる検討、三つ目として、処理困難物の適正排出（有害物質等の適正処理）といったところでございます。この前回の審議会を受けまして、図2「計画改定の方向性について（イメージ）」のほうをご覧ください。基本的な現行の基本方針は維持をしつつ、施策の中で、先ほど出ましたポイントのところを反映させていきたいというふうに考えております。例えば、「区民・事業者への情報発信」については基本方針1のところの施策においてさらに強化して取り組んでいくということ。それから、基本方針2の「質の高いリサイクルの実現」というところで、プラスチック製容器包装の分別収集の導入後、さらに資源化率を上げ、質の高いリサイクルを実現していくために、新たな回収品目やリサイクル手法を検討していくため、更なる資源化の促進を盛り込んでいきたいということでございます。それから、基本方針3のところにおきましては、「処理困難物の適正排出（有害物質等の適正処理）」の対策についても、今後強化していくといった形で施策の中に具体的に盛り込んでいきたいというようなところで、現時点のイメージという形ではございますが、こういった形で反映をさせていきたいと考えております。実際の、この中身、こういったところを实际反映させていくに当たっては、また、次回以降の審議会のところで素案等をお示しさせていただく中で、詳細については触れていきたいというふうには考えているというところでございます。計画改定の方向性についての説明は以上でございます。

○会長 なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか。なお、円滑な進行のため、ご発言の際は挙手の上、指名があつてからお願いいたします。

○委員 吹き出しのところに「外国人人口の増加」とあり一つポイントになってくる事象であると思います。普段活動している中で、外国人に限らず不適正排出の話を耳にします。一方そういう中で豊島区では今年の7月から外国籍の方への支援専用の窓口を区役所内に開設し、外国人の方の相談対応をされています。せっかくハード面として立ち上がっているわけですので、今回の計画の改定の中にそういった区役所の外国人相談窓口の機能を活用するなどして、「区民・事業者への情報発信」の中に取り込んでいく姿勢があつてもいいかなというふうに考えたのですが、その点についてはどのように考えますでしょうか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。確かにせっかく7月から始まった外国人の窓口なので、

横の連携も強化しながら、外国の方々、日本語を理解するのが難しいの方々に対しても普及啓発を強化してまいりたいと考えています。

○委員 もう一点。有害物質等の適正処理という部分について、わかりやすい分別方法ですか、それから処理困難物の回収方法の検討ということであります。これが例えば普通ゴミとか他のゴミと一緒に収集してしまうと発火の可能性があるものも含まれているということで、とても重大であり危険に繋がるということをもっと区民の方にお知らせをしていくことは非常に大事なことだと思います。そういう中で東京都では「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクトというものが始まっています。都の方では有害物質をちゃんと分別して出してほしいということを発信しているわけですが、私の肌感覚として、豊島区内ではそういったプロジェクトが広まっている印象が感じ取れないです。もう少し豊島区内でPRをしていくことは一つの方策じゃないかと思います。それでそういった有害物質の排出については23区の中では、いわゆる充電式の電池ですとか、それから小型家電の回収なんかについては、拠点回収ということで、23区それぞれ本区も含めて全てやっているわけですが、その中ではこういった充電式の電池が内蔵された製品、いわゆる内蔵製品というふうに言われますけれども、内蔵製品を集積場で回収するということはまだ23区でもほとんどの区がやっていなくて、確か品川区と練馬区だったと思うのですが、そういったより近いところで、電池が内蔵された製品を回収する方策も豊島区で検討できないのか、その点についてのご所見をいただきたいです。

○ごみ減量推進課長 事務局です。リチウムイオン電池などが内蔵されている小型家電等については、今拠点回収で集めています。それに今年の4月から、充電器の中でも海外製のものや、充電器自体が膨れてしまって協力店で回収できないといったものに関しては、ごみ減量推進課に来ると回収しています。小型家電についても回収しています。

○委員 すいません。それは理解させていただいているのですが、例に挙げさせていただいた品川区や練馬区は、他のゴミとは別にして、そして拠点に持ち込まなくても、ご自宅やお住まいから近いところで、例えば燃えないゴミの日とか、資源の日とかの収集日に分別をして出せば回収して下さるという事業をやっているのですが、その点、同じ方式を豊島区での導入の検討はできないでしょうかという趣旨でございます。

○課長 事務局です。確かに区民の利便性を考えると、小型家電などを出しておくとか回収するというのは、利便性を高めるという意味ではいいことだと思います。そういう体制が区の方で組めるか検討していきたいと思っております。

○委員 はい。ありがとうございました。

○会長 その他ご意見ご質問ありますか。

○委員 二つ質問させていただきます。まず図2の計画改定の方角性についての基本方針3

「処理困難物の適性排出」ということで、ここの下のところに「水銀等の有害物質や火災の原因となる危険物などの適正処理を継続します。」と書いてございますが、今他委員からも御指摘がありましたように、充電式の電池、リチウムイオン電池だと以前の計画から比べて利用率が非常に増えていると、また携帯ですとか小型の充電器の利用も増えておりまして、そういった取り扱いについて、水銀等というのは明記されておりますが、火災の原因となる危険物などというところに具体的に、リチウムイオン電池や小型家電等というようなことを明記してですね、先ほどご答弁にありましたが、リチウムイオン電池の回収などは、資源回収の意味でも今後区で取り組まざるを得ない内容になるので、今回の審議の内容の一つにその計画改定の方針性っていうのがあるわけでございますから、今どうするかじゃなくてその方針性を検討する意味でもしっかり項目として検討して入れていただくことはできるのか、また危険物に対しての区民の周知も含めて基本方針3のところの「処理困難物の適性排出」の中に入れた方がいいのか、それとも上段のリサイクルというようなところに入れるのか、そこら辺も含めてどのようにお考えかお示しいただけますか。

○ごみ減量推進課長 はい。リチウムイオン電池などの火災の発生の原因となるような処理困難物の適正排出なのですけれども、先ほど委員からも指摘があった通り、火災の原因となり大変危険なので、今後普及啓発等含めて、この処理困難物の適正排出の中で検討していくというところに入れていきたいと考えております。

○委員 よろしく申し上げます。2点目なのですが、図1のところの基本方針2の4で「集団回収の積極的活用」ということで、現在の進捗状況の中には、「高齢化により家から運搬が困難になってきている。引き続きの支援が必要。」とありますが、図2の方の計画改定の方針性の中には、基本方針2の中に集団回収の積極的な活用というのは明記がなくなっています。引き続き支援するけれども、計画の中で入れなくていいという判断になったのでしょうか。入れなくなった理由と、今後集団回収を進めていくのか、それとも集団回収から戸別回収に変えていくのか、方針性についてお示してください。

○ごみ減量推進課長 図2の新しい方のイメージのところで、集団回収を積極的に活用しないということではなくて、区民民間事業者との連携協働という中で、その部分も考えていこうというところでございます。ですから今後も集団回収については積極的に活用していこうと考えています。

○委員 集団回収実施団体の支援を継続していきますとありますが、個人の集団回収について、高齢者の方の支援は、集団回収実施団体が支援をしていくという理解でよろしいでしょうか。それとも、これは別のことをお示ししていて、個人の集団回収の支援はここには明記しないということでしょうか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。図 1 の現状の振り返りの中の「集団回収の積極的活用」というのはあくまでも町会等の集団回収、集団回収の実施団体に対しての支援のことです。今委員が指摘している高齢者の方々への出前の回収は基本方針 3 の 4 のところ、「ごみの収集方法等の調査・検討」の出前ごみの話かと思います。体の不自由な方などごみ集積所に行けない方々に、清掃事務所が出前でごみを収集しにいく。それは継続していくつもりでございます。

○委員 私が指摘しているのは、図 1 の基本方針を「集団回収の積極的活用」の隣のところに、「高齢化により家からの運搬が困難になってきている。引き続きの支援が必要。」と記してあるにも関わらず、図 2 になって新しい計画の方向性になると、その部分は「区民・民間事業者との連携・協働」の中に入りますよということもおっしゃっていて、その下の部分を見ると、この「集団回収実施団体への支援を継続していきます」ということで当初の図 1 で示された課題であるとか、支援の必要性を訴えられているにも関わらず、図 2 でそのことが書いていないのですけれども、今おっしゃるように今後は出前で支援をしていくのか、そうであればここの中に入れていくのか、そうじゃなくて、先ほどおっしゃったように基本方針 3 の方に移転していくのか、そこら辺の整理はこの計画で問題ないのかを確認したいと思っています。

○ごみ減量推進課 事務局です。図 1 で現行のところに書いてある「高齢化により家からの運搬が困難になってきている。引き続きの支援が必要。」というところは、図 2 で方向性のイメージに書いてある、「集団回収の実施団体への支援を継続していきます。」の部分です。読みづらいかもしれませんがその部分ということで、今後も引き続き支援は継続していくつもりでございます。

○委員 それであればもう少しこの集団回収実施団体っていうのは、具体的には町会をイメージしているのか、そうじゃなくて今おっしゃるように高齢者も町会とは別に支援していくということであれば、もう少しここを丁寧に、せつかくその前のところで現行のところで課題に挙げているのに、それが抜け落ちてしまっている部分を少し整理して、新規事業であるならば新規であるところをもう少しわかりやすく整理して入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○ごみ減量推進課長 はい。その部分については少しわかりやすく直してまた次回お示したいと思います。

○委員 事務局の皆さん本当に多大な資料を短時間で取りまとめていただき、どうもありがとうございました。細かいことはこれから議論していくのだと思いますが、計画改定でこれまでの意見を踏まえて、いろんな方向性を出していくのがこの審議会の一つの大きなテーマだと思っています。細かい文言はこれから詰めていくとして、大きな観点からごみ

処理リサイクルという問題は環境問題ということに密接に関係すると個人的に思っております。また景観ですね。豊島区のいい歴史文化を残すとともに、池袋を中心に繁華街が圧倒的に多いということで、これから季節を迎えるとどうしてもこの後も出てくるのでしょうけれど、食品ロスを含めたごみの収集が大変な時期になると。そういう景観の問題もあるだろうと。それから世代間を超えた協力をしてまち作りをしていくという観点も非常に大事ではないかなと思っております。その中で次世代を担う子どもたちに、小学校、幼稚園でもいいと思いますが、特に小学校、中学校の子どもたちの教育っていう観点でしょうか。あまり上から目線の教育という言葉が好きではないですが、そういう観点で教育をしていくことで、ひいては区民事業者への情報の発信、それから周知方法に繋がっていくのではないかなというふうに思います。もう一つは、リサイクルになるのでしょうかプラスチックを減らしながら、新しい例えば紙の箸とか、何か豊島区発の、なんでしょう、今インバウンドの外国人も日本に来てくださっているので、豊島の商品っていいなと、発信できるような特産物みたいなものをあげてもいいのかなという感じがします。私は専門ではないのですが、いろいろと1ヶ月間ぐらい豊島区を回って、ごみの処理なんかを見て、結構きちっとしているなと私は思っています。ただ中には、コンビニの前に行きますと、プラスチックだとかを、散らかしたりする状況が見られることもございます。ごみ処理の収集は、ITを使った速やかで迅速なごみ処理の観点というのもあった方がいいし、またそれが運送事業をされている方の成果、環境面にもいいのではないかなというふうに思うので、ITを使った適切な処理をやっていただく方がいいのかなと思います。最後に他の委員の方も言われていますけれど、危険物の取り扱いというのは非常に大事だと思います。この辺のところをどう盛り込んでいくのか。それから少子高齢化は昨今喫緊の課題です。これにどう対応していくかということです。言葉のあやではございますけど、2ページ目に、「区民の活動支援と連携の推進」という言葉がありまして、「町会、PTA、NPO法人等々の取り組みを支援するとともに」と書いてあります。支援をするのはいいと思うのですが、できれば行政自らこういうことを積極的に働きかけるとともにですね、「支援」というとちょっと弱いような感じがして、自らやっていくという表現にした方がいいのかなと。これは個人的な意見です。以上でございます。

○会長 事務局から何かございます。

○ごみ減量推進課長 はい。「区民の活動支援と連携の推進」の書きぶりについてもう少し行政の方でも積極的に感じられるような表現に改めていきたいと思います。それとITなどを使った外国人などの方々に関する周知についても区民事業者への情報発信になるというところで、もう少し具体的に検討していき、区民の中でも年代ごとの縦の連携について「区民の活動支援と連携の推進」のところで触れていければと考えております。

○委員 言葉のことかもしれないのですが、図1の基本方針1「リデュース・リユースの推進」の3「区民・事業者への情報発信」について。区民といってももうもう少し細かく分けて、例えば都の外から来る、各県から豊島区に入ってくる人、それから23区内でも区によってかなり違います。私も結構他区に行くことがあるのですが、ものすごくきちっとやっています。プラスチックごみに関してですけど、すぐそばに一時的にスーパーのところに回収ボックスがあったりします。豊島区に引っ越してくる人が転入する場合に、一時的にごみ出しがわからず適性排出されないことがあるので、引っ越してきたときに、区にいろいろな申請に行くと思うのですが、そういう時にごみに関する情報をきちっと発信していただきたいということが第1点。それから第2点に「リデュース・リユース」のところですけど、「フリーマーケット・リサイクル品収集・アプリ等引き続きの周知が必要。」ってところに羅列されていますが、フリーマーケットって実際に例えば広報で見る限り今私が知っている団体しかないのですよね。どこに情報が載っているのか、例えば広報や区の掲示板になるのか、それとも各町会の掲示板に出ているのか、リサイクル品収集に関してもそうです。全然ほとんど見ることはないのですね。例えばフリーマーケットをやろうとすると広報課に行くと判子押してもらってとかすごく大変なので、何か別のフリーマーケットを促進するような方法でごみを減らす方向に行かなきゃいけない。それからフリーマーケットって金銭で売買なのですけど、例えば洋服なら洋服を出してその代わりに他に使うものと交換するっていうシステムがSNS上でできているので、そういうふうに変えていくという、少し一歩進めた取り組みを考えていただければと私は個人的に思います。よろしくお願いします。

○会長 事務局から何かありますか。

○ごみ減量推進課長 はい。引っ越しの際のですね、豊島区に入ってくる人たちに対するごみの分別の周知ということに関しては、総合窓口課に行くとごみの、分別に関するパンフレットなりリーフレットで外国の方であれば、4カ国になっている分別のリーフレットを渡しているところではありますが、まだまだ周知しきれていないところもあるかと思いますので、今後もホームページ、アプリ等繰り返し周知は続けていこうと思っております。またフリーマーケット・リサイクルについてもごみ減量推進課後援をしているフリーマーケットの団体というのは1団体しかないのです、今後はリサイクル等を進めていく上でフリーマーケットの団体を少しずつ増やしていくというのと、またその周知の仕方についても考えていきたいと思っております。

○委員 ご説明ありがとうございます。まず一つ目の質問ですが、図1の数値目標の達成状況を伺いたいです。今、令和5年度の実績のところでは資源化率は既に計画目標を達成ということになっています。数値目標について、計画を設定した際には、プラスチック

の再資源化というのはまだ制度として入っていなかったと思いますけれども、プラスチックは母数としてというか、率に含まれているのか、含まれていないのかいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課 事務局です。分母の中にプラスチックが入っているというところで、ごみの収集量分の資源の量を資源化率として出していますので、プラスチックは分母の方に入っております。

○委員 はい。ありがとうございます。そうするとこのプラの資源化ということがあっても経年的な数字の見方はできるということによろしいわけですね。わかりました。新たな数値目標の達成状況というのは、今目標の令和17年度のところまで示されているけれどもこれは既に達成されているということで、今新しい基本構想・基本計画も立てている最中ですが、その改正と合わせてこの目標も今回の一般廃棄物処理基本計画のところで、数値の更新があると考えてよろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課 はい。指摘の通り計画の改正と併せて見直していくものと考えております。

○委員 ありがとうございます。次に、同じ数字のところなのですが、区民一人1日当たりのごみ量という考え方なのですが、プラスチックが資源化ということになったとき、プラスチック自体が分母に今までも入っているから、プラスチックの資源化が進んでいくと、この数字は下がるということで考えていいわけですね。

○ごみ減量推進課長 事務局です。はいプラスチックの資源化が進むことによってごみ量は減っていくと考えて問題ないです。

○委員 はい。ありがとうございます。わかりました。経年的に過去からとっている数字と比較ができないとあまり意味がないと思ったので、ちょっと確認させていただきました。次の質問なのですが、計画項目の進捗状況のうち基本方針2の4の集団回収のところで先ほど他の委員からもご指摘ありましたけれど、ちょっと私は角度が違いますが、町会連合会の方からも要望で、集団回収の品目にダンボールも加えてほしいということがあって、この集団回収の協力金が、町会の活動にとってはウエイトが大きいものになっていまして、対象品目を増やしてほしいというのは、意外と切実な話でもあるのですが、これどのように受け止めてらっしゃいますか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。確かに最近ネット上での買い物などによって、ダンボールが出てくることが多くなってきたということを考えてですね、今後新しい品目として加えていきたいと検討しているところです。次の7年度で行うのは難しいと思うのですが、対象品目になるように、財政部局と交渉をしていきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。そうすると品目も含め、明記は難しいかもしれませんが、何かしら含みを持たすような表記は、今のご答弁との整合を考えて必要なと思うの

ですが、理念の中に、図2の基本方針の3項目あたりに含みを持たすような表記をしていただけないということで、今ご答弁いただいたと解釈してよろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。例えば「更なる資源化の促進」などで新しい回収品目も考えておりますので、そういうところで少し含みを持たせた感じで考えていきたいと思えます。

○委員 はい。ぜひよろしくお願いします。次で最後にしますが、図2の基本方針2のところに「更なる資源化の促進」ということで計画改定ポイントとして取り上げていると書いています。ここの表記を見ますと、今後新たな回収品目を検討していきますという程度になりまして、その後の図2の改定計画方法のイメージのところですね、やっぱり似たような表記のことしか書かれていません。要するにちょっと具体的にはですね、例示も何もない状態になっているのですけれども、具体的な想定が今あるのかどうか。ある場合ですね、これこの程度の表記だと、ちょっと表記としては弱すぎるかなと思うのですけれどもそこも含めていかがですか。

○ごみ減量推進課長 実際のところ、新たにプラスチック資源回収が始まって、次にどんな品目を資源にするかというところは、まだ検討しているところです。具体的な品目の想定はありません。審議会の中で品目についても意見等いただければ検討していきたいところです。

○委員 はい。ありがとうございます。新たな回収品目やリサイクル手法となっているのですよね。だから新たな回収品目については今課長がご答弁なさった内容だと思いますけれども、新たな回収品目だけでなく、リサイクル手法というところにも「新たな」という言葉がかかってくると思うのですけれども、今ご答弁は前者の方だったと思うのですが、後者についてはいかがですか。

○ごみ減量推進課長 はい。回収品目もそうなのですが、リサイクル手法についても、もし新しい方法があって、資源として活用することでごみを減量することができるような手法があれば検討していきたいという意味です。リサイクル手法についても具体的な案までは見つかっていない状況です。審議会において何かご意見等がございましたら、盛り込んでいきたいと考えています。

○委員 はい。だとするとこの文章に工夫が必要かと思います。この項目の目的は、更なる資源化の促進ですよね。だから現状資源化している項目についてもさらに資源化率が上がれば、ここの項目の目的は達成できると思います。今、手法について新たな回収品目の発掘とか、新たなリサイクル手法に限って検討なさっているような言い方なのですが、そうじゃなくて現状、既に回収している資源のリサイクル率を上げていく方法、この文章の中にまさに、「今後さらに資源化率を上げるとともに質の高いリサイクルを実現していくた

め」の目標が書いてあるのですよね。この目標に対して後ろの文章は方法を限定しすぎていると思うのですがいかがですか。

○ごみ減量推進課長 はい。確かに新しい品目・手法に限っているようなところもありますので、現在回収している品目の資源化率を上げるというところも検討していけるような書きぶりに変えていきたいと思います。

○委員 はい。ぜひお願いします。それで定例会とか決算の委員会とかでも提案させていただきましたけれども、豊島区でも廃食油の回収に以前から取り組んでいまして、取り組んでいるとはいえ月に1回、半日だけ、しかも限られた場所での回収しかしていないということもあるので、回収場所を増やしたり、回収の頻度を増やしたり、回収時間を長くしたりとか、こういったことでも、「更なる資源化の促進」ということが図れると思います。これは具体的に項目としても提案させていただいた内容ですけど、この辺をぜひ、今出した廃食油だけでなく、先ほど他委員もふれられていた小型家電とかそういったものも同じようなことだと思いますけれども、手法を広げるようなことをぜひ明記していただきたいですし、できれば、既に廃食油に関しても検討なさるということでご答弁をいただいておりますので、そういったことに関しては具体的な明記等検討していただきたいのですがいかがですか。

○ごみ減量推進課長 廃食油の拠点を増やすことは民間とも協力し合いながら、段階的実現に向けて進んでいるところも踏まえて、この「更なる資源化の促進」や、民間事業者との連携も併せて盛り込んでいきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。以上です。

○委員 一つ目は単純な質問なのですが、図1の基本方針2の4「集団回収の積極的活用」のところで、「高齢化により家からの運搬が困難になってきている。」という記述があります。これは集団回収の回収場所である学校などの場所に、新聞紙などの資源を持っていくのが困難で、区が補助して助けてくれるという話でしょうか。

○ごみ減量推進課係長 現在の集団回収の実施の中で、今おっしゃっていただいたように、町会等の実施団体の会員の方たちが回収場所に持っていくのですが、それが町会の会員の方の高齢化などによって困難になっているという現状がありますが、資源の運び出しに関する支援は、現状行っておりません。実際にはそういった困りごとを町会と意見交換会で、どのように工夫すればそういった問題を解決できるか等、意見交換などをして支援をしているところでございます。

○委員 これからそういうことも考えていくという理解でよろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長 はい。

○委員 粗大ごみとかは家から出せないの、中に入り込んで出してくれるっていうサービ

スはよく聞くのですけれども、集団回収でそういうことをやるというのは面白いなと思って聞きました。それから二点目は、図2の全体的なところなのですけれども、区で実施できることの一つは、リデュース・リユースの呼びかけです。呼びかけとか、そういう仕組みを作ってあげるというところが一点。二点目は廃棄物または資源を収集するというところですね。区は処理できないのですよね。施設も持っていないので。収集して資源物についてはしかるべき業者さんに引き渡すということだと思うので、その辺の軸、できることとできないことが今ひとつはっきりしていないです。例えば「処理困難物の適正排出」のところに「適正処理を継続します。」と書いてありますけれども、処理できないですよね。その辺の言葉の使い方があやふやで不正確なので中身がわかりにくくなっていると思います。その辺を少し改めた方がいいかなと思っております。

○ごみ減量推進課長 事務局です。ご指摘ありがとうございます。確かに「処理困難物の適性排出」については区で処理できるものではございませんので、全体を見ながら、区でできることとできないことの言葉の整理はしていきたいと思います。

○委員 それで、やはり収集というところが一番区が手をかけられるところですね。収集をうまく使って、この計画を作った方が私はいいと思うのです。先ほどのリチウムイオン電池とか、そういったものの収集についても、「適正処理を継続します。」というよりは、「適正な収集の方法を検討します。」などにさせていただくと、全体のこの計画の流れがよくわかってくると思うので、そういうことを工夫されたいかなと思います。あともう一点は、資源回収においてもリデュース・リユースとかにおいても、これを促進してくれるようなシステムとか仕組みを持っているベンチャーの事業者さんがたくさんいますよね。そういったところとうまく連携してやっていくと、あまり区が手をかけなくても良くなりますし、事業者は商売をやっているので事業者が儲かるようにやってあげれば、なお区もあまり手をかけずに済むかもしれません。そういった連携をうまくやっていくというのがこれからのごみの処理というか収集のあり方だと思います。その辺を検討されてはいかがかなと思います。以上です。

○委員 私から一点、ちょっと気になったことを教えていただきたいのですけれども、勉強不足だったらすみません。ごみの話となると最近では外国人というワードが結構出てくるように思います。捨て方がわからないので例えば多言語対応のパンフレットを作るなどして周知する等、外国人というワードに対してネガティブな話が多いような気がしています。しかし、果たして本当にそうなのかなというふうに思っていて、例えば私の住んでいるマンションには中国の方やヨーロッパの方も住んでいるのですけれども、やはり日本で長く生活するとなるととても気を使われているのか、ごみをきちんと分別して捨てているように見受けられます。私は豊島区に長く住む外国人というよりは、来街者の方の不法投

棄とかの方が増えているのかなという実感がありまして、そうすると、例えば図1の基本方針1の3「区民・事業者への情報発信」で外国人が増加していて、「周知の充実について検討していく」とあるのですが、仮説によっては対応が変わってくると思います。例えば言葉がわからないから多言語のパンフレットを用意して、より親切に対応していくというポジティブな仮説なのか、それとも言葉がわからないから捨て方に問題があって不法投棄がどんどん増えているのかというネガティブな仮説も立てられると思います。豊島区のこの計画においては、どんな仮説を立てているのか、どんな問題があるのかというところがわかれば教えていただきたいです。

○ごみ減量推進課長 言葉がわからないというのもありますし、分別の仕方がわからないというのがあると思っておりまして、それに対応するために多言語化のリーフレットなどを作って周知普及啓発を図っているところです。

○委員 すいません。ありがとうございます。ということは一応ポジティブな仮説ということでありました。外国人の不法投棄とか、そういったところに対しては何か、分析されているというか、この中に盛り込む予定はあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 はい。事務局です。基本方針3「安定的で適正なごみ処理を推進する」など適正分別適正排出の徹底のところ、外国の方に関しても含めて不法投棄対策に取り組んでいこうと考えております。

○委員 わかりましたありがとうございます。

○会長 それでは時間の関係もございまして、次の議事の(2)食品ロス削減推進計画の見直しについて事務局より説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは資料2-3号、食品ロスの削減推進計画について、ご説明をさせていただきます。まず一番で、食品ロスの現状というところでございます。食品ロスの定義でございますが、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指します。2ページに、現在の食品ロスの発生量というところを図で掲載しております。日本で食品ロスがどのくらい発生をしているのかというところでございますが、令和4年度で約472万トンということでございます。そのうち事業系も家庭系もが約236万トンと同量発生しているというところでございます。国民1人当たりの食品ロス発生量は、1日約103グラムということで、おにぎり1個分という食品ロスが発生をしているというところでございます。その内訳、家庭系の内訳というところでございますけれども、直接廃棄ということで、これは賞味期限切れ等で食べられずにそのまま廃棄されたものということでございますが、こちらが約43%、それから過剰除去ということで、皮をむき過ぎるとか、本来食べられる部分を除去してしまっというところ発生しているものが約14%、それから食べ残し、これが約43%、このような形で推計されております。3ページをご覧ください。

一方、本区の状況ですが、令和5年度に実施した燃やすごみの組成分析調査（集積所）では、燃やすごみ中の3.2%が未利用食品となっています。令和5年度の燃やすごみ量は46,562トンでありますので、これに単純に未利用食品組成3.2%を掛け合わせると、未利用食品の推定排出量は、1,490トン、区民1人1日あたり14.0g/人日となります。しかしながら、組成分析調査では、食品ロスの対象を「未利用食品（未開封）」に限定していますので、開封されて一部が残っている食品や、食べ残しは含まれておりません。また、農林水産省の方の統計では事業系も含まれているため、国民1人当たりの食品ロス発生量1日約103グラムと本区の組成調査から推計した値を単純には比較することは難しいと考えます。4ページをご覧ください。ここでは、図表3で未利用食品（未開封）の種類別の個数の内訳を、図表4で未利用食品の賞味期限・消費期限を超過した日数内訳をまとめています。5ページをご覧ください。国や都の動向というところでございます。まず、①番は食品ロス削減推進法の施行と国の基本方針というところでございます。平成12年に制定されて、翌年施行された食品リサイクル法でございますけれども、こちらは、主にメーカーや流通販売事業者とか、関連事業者など、事業者を対象にした取組というところの法律というところでございました。一方、令和元年に制定、施行されました「食品ロス削減推進法」こちらは議員立法で成立したものでございますけれども、この法律は、国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携をして、国民運動として、食品ロス削減に取り組むということが目的とされている法律であります。この法律に基づきまして、食品ロス削減月間を毎年10月ということで定めていたりですとか、国は基本方針を定め、都道府県や区市町村は、その国の基本方針を踏まえて、食品ロス削減推進計画を策定するように努めることというような形で定められております。そのほか、国による普及啓発、実態の調査等々が法律で規定されたというところでございます。この法律を受けて、令和2年の3月に閣議決定をしました、食品ロス削減の推進に関する基本的な方針というところの中では、各自治体の役割や基本的な施策などが示されていて、数値的な目標としましては、2030年度までに食品ロスの量を2000年度から半減をさせるということ。また、食品ロスを認知し、理解し、食品ロス削減に取り組む消費者の割合を80%にするようなことが基本方針には定められているというところでございます。令和6年6月21日に農林水産省より公表のあった「食品ロス量」によれば、事業系食品ロス量は基本方針の目標を達したが、家庭系食品ロス量は未達成であるとのことでした。さらに、直近では令和6年5月第1回「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」が開かれ、ガイドラインの見直しが進められています。これは、食品ロス削減と食品安全性の確保の両立を目指し、食品期限表示の設定のためのガイドラインを令和6年度末を目途に見直すものでございます。6ページの図表5国の食品ロスに関する主な法律・基本方針において、

ただいま説明した国の動向をまとめています。 続きまして、7 ページでございます。②番で、東京都の動向というところでございます。東京都は、令和元年公表しました「ゼロエミッション東京戦略」の中でも、食品ロス削減については触れておりまして、東京都も、やはり 2030 年に、2000 年度比で半減をするというようなところを目標に掲げているというところでございます。東京都のほうにつきましては、現在、様々な事業者等、事業者・消費者団体、有識者等が参加して、「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」というものが行われておりまして、令和 3 年 3 月に食品ロス削減に向けた提言というものを取りまとめ、「食品ロス削減推進計画」を策定しました。続いて項番 4「豊島区における食品ロス削減の取組」です。国・都の動向を踏まえて、本区においても、令和 3 年 3 月に第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の中に位置づける形で食品ロス削減推進計画を策定し、以下の (1) ～ (5) の取組みを推進しております。そこで、本区の取り組み状況について紹介します。8 ページをご覧ください。まずは、4.1 普及啓発です。() 内は食品ロス削減推進計画における取組番号です。これは(1)と(3)と(4)が該当します。(1) 食品ロス削減月間(10 月は食品ロス削減月間)で例年中央図書館にて特別展示、庁舎内にポスター展示を行っています。(2) 女子栄養大学の教授を講師とした食品ロス削減講座を開催しています。(3) 女子栄養大学に考案いただいた 11 件の食品ロス削減レシピをホームページ等で紹介しています。4.2 フードドライブです。これは取組番号(4)が該当します。下が令和 4～6 年度の受付実績を掲載しています。9 ページをご覧ください。4.3 民間事業者・区内大学と連携してフードドライブを実施しています。これは取組番号(2)と(3)が該当します。それぞれの事業者、大学との連携実績について掲載しています。10 ページの⑤東武百貨店池袋店は本年度から連携がスタートしました。4.4 ファミマフードドライブです。これも取組番号(2)が該当します。下に実績を掲載しています。4.5 食べきり協力店の取り組みです。これも取組番号(2)が該当します。食べきり協力店とは、小盛りメニューの導入、食べ残しを減らすための呼びかけ、食品ロス削減に向けた周知活動など協力していただける飲食店などです。令和 6 年 8 月末現在、26 件(51 店舗)が登録されています。4.6 株式会社コークッキングとの連携協定です。これも取組番号(2)が該当します。フードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと「食品ロス削減に向けた連携協定」を令和 3 年 3 月 29 日に締結いたしました。TABETEとは飲食店や中食の店舗等から出る、つくりすぎてしまったパンや惣菜等と消費者をマッチングする「フードシェアリングサービス」で携帯電話のアプリとして使用します。(2)で登録数を掲載しました。11 ページをご覧ください。5 食品ロス削減の取り組みの今後の方向性についてです。今後の取り組みの方向性については、「食品ロス削減推進計画」として、第四次一般廃棄物処理基本計画と同様に、一般廃棄物処理基本計画の中に位

置けたいと考えています。そして、引き続き区民、事業者、行政、そして NPO や大学・教育機関など様々な主体の共通理解の下、互いに連携し一体となって取り組んでいく必要があります。食品ロス削減推進計画の中で、「令和 12（2030）年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合」を「80%以上」にする目標を掲げていますが、令和 5 年 7 月に実施した「協働のまちづくりに関する区民意識調査」の中で、「食品ロス削減に取り組む」区民の割合は 44.9%でありました。目標値からの乖離が大きく、区では、これまでの取り組みをさらに拡大し、食品ロス削減に取り組む区民・事業者等を支援していきたいと考えています。しかしながら、区民意識調査の取り扱いが変わったことから、今後「食品ロス削減に取り組む」区民の割合を当該調査で把握していくことが困難となったため、今回の改定では、「食品ロス削減推進の目標」として新たな指標を検討する必要があります。例えば案として、新しい指標としては、可燃ごみ中の生ごみの割合などが考えられます。ぜひご議論いただきたいと考えています。説明は以上でございます。

○会長 説明ありがとうございます。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員 ご説明ありがとうございます。一番最後の 4 の食品ロス削減の取り組みの今後の方向性についての質問と意見を述べさせていただきたいと思います。食品ロス削減推進計画の中で令和 12 年を目標に目標値を設定されていて実際乖離があったと。今回、区民意識調査の取り扱いが変わったことでこの調査による指標を設定できなくなったという、そもそもこの食品ロス削減推進計画の目標を失ってしまうというか、目標を調査できないような形になってしまうので、この区民意識調査は行われなくなったのか、区民意識調査の中にこの項目を入れてもらえなくなったのか、どういう経緯で、そもそも計画の目標が失われてしまうような状況をこれでよしというような形になったのかちょっとまずその経緯についてお聞かせください。

○ごみ減量推進課長 事務局です。区民意識調査の中に「食品ロスに取り組んだ区民の割合」という調査項目を入れてもらえなくなったということです。「2030 年度までに食品ロス削減に取り組む区民の割合を 80%以上にする。」という目標自体を変えていかなければならないと考えております。

○委員 入れてもらえなかった理由というのは何なのでしょう。

○ごみ減量推進課長 事務局です。調査項目が多数ある中、区として行う調査の中で優先順位もあり、整理して見直した中、この項目が落ちてしまったということです。

○委員 食品ロス削減推進法が令和 2 年に閣議決定され、その中で令和 6 年における農林水産省でも家庭系食品ロスは削減目標に達していないという指摘が今年の 6 月 21 日にあったと。にもかかわらず豊島区の食品ロス削減推進計画の中での目標値であったこの指標がなくなってしまって、他の指標で測れないから課題だということをおっしゃっているわけ

ですよね。それを今回この区の調査がなくなった場合、特に代替案がなく、この計画目標が達成できるかどうか測れなくなってしまうということに対して、この計画の位置づけはどういうふうになってしまうのですか。今回この審議会の中で計画目標を新たに設定しなければ、逆に豊島区のこの計画は達成できているかいけないか測れなくなるっていうような状況をどのように判断したらよいのか。こういう形で今我々はこれを区の調査がなくなったことによって、計画目標を測る基準がなくなってしまったと。その基準を新たにもう1回作り直して今までどういうふうにこの計画が推進できているかどうかを判断してほしい、それをこのメンバーに諮ってほしいというのが区の今の課題提案ということによろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長 はい。前回他の計画を立てたときには食品ロス削減の取り組みの割合が区民意識調査の調査項目として入っていたことから、令和6年では継続してその目標に向かって政策の進行具合などを見ることができたのですけれども、次年度から調査項目から外れてしまい、新たな指標を検討、設定して、新たな目標に向かって政策の進行具合を図っていかなければいけないという状況ですので、新たな指標ということで、可燃ごみの中に含まれる生ごみの割合などはいかがでしょうかということを今回提案しました。これについてもご議論いただきたいです。

○委員 可燃ごみ中の厨芥率というのが、区民の意識等、区民が今まではずっとやっている意識調査の中で評価していたこの内容と同等に扱っていいものなのか、もしくは他のものがそれに該当するのか、私は専門分野ではないので、通常こういう場合はどのような形で計画というものを見直すのか、もしくは計画の達成率を判断するのか、そういった場合はどのような形で進めていくのかどういうふうに考えていいのかというのを知見のある委員もいらっしゃるので、一度お示しいただいてからじゃないと、いきなりこれが目標の指標として同等に扱えるというのは判断しにくいのかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○会長 こういう計画の過程で指標自体がなくなってしまうことはよくある話で、そういう場合には大体指標を新たに検討し、遡ってその指標について検証しています。だから代替指標を使う際に、その前の指標を使っていた年度についても、遡って検討し直すということになった経験があります。ということで今回はこういう重要な指標として区民意識調査の中の取り扱いがなくなってしまったということもあって、新たな指標を検討しなければなりません、事務局からの提案があった可燃ごみ中の生ごみ、つまり厨芥率も有力な候補になるかと私は思います。これは代替指標として取り上げた場合、それを遡って検討し直すということも必要になると思います。経年データとして実際指標が達成に向かっているかどうかという検証を遡って行うということです。一応参考資料として、もともとの指

標である区民意識調査の結果も示しつつ、遡って全て検討するということになるかと思います。よろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長 組成調査については、毎年行っているものですので、次回遡って経年でこの割合を出すと同時に、区民意識調査も併せて出して検討していただければと思います。

○委員 よろしく願いいたします。

○会長 その他、何かございますか。

○委員 ちょっと資料に基づいてお尋ねさせていただきますが、5 ページの3 番で国や都の動向の①の「○」の3 個目の後段ですね。農林水産省は食品ロス量を公表したということで、そのうち事業系食品ロス量は基本方針上の削減目標を達成し、家庭系食品ロス量は削減目標を達成していない。ではこの削減目標が国の方ではちゃんとあって、それに対して、事業系と家庭系について達成したしないをここで表明公表したとなっています。ということは、この国の方はどういうことを指標として達成したのか、していないのか。そういったことを情報というか、そこをまず知った上で、豊島区ではどういう指標を選択し候補として考えて議論し、選んで決定していくかというプロセスかなと思ひまして、最初のお尋ねは、国の方はどうやって、何を持って、こういう公表されている結果になったのかということ、わかるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。2020 年度に比べて 2030 年度が家庭系の食品ロス量、事業系の食品ロス量がいずれも半減できるように取り組みを進めています。2000 年度の食品ロス量が、家庭系が 433 万 t、事業系が 547 万 t、30 年度にはそれを半減するという目標値を立てておりました。事業系の方が半減だと大体 273 万 t ということで目標を立てていたところですが、今年はその目標を達成したというところではあります。

○委員 食品ロス量という指標が国の方ではあるからそういう数字が算出されてきて、目標に対して達成できるかできないってことは今お話があったわけです。今後豊島区の基本計画の中で削減を目指していく上で新たな指標を検討するっていうことであるならば国が出している算出の根拠というものを、豊島区に当てはめることが一つの案として考えられると思いますけどもそういう部分としてはどういったことがあるのかご見解はいかがでしょう。

○ごみ減量推進課長 食品ロスの1 人当たりの値を出すのが難しかったもので、一応ごみの中のこの組成量の中からその割合ということで、いわゆる厨芥量ですかね、可燃ごみの中に対する生ごみの割合を指標として採用しようかと考えています。この割合を下げっていくということが食品ロス削減の目標になるのではないかと考えました。

○委員 一定の方向性というものが今のご説明で出てきたかなというふうに思います。であ

ればそのごみの組成をどういうサイクルで、どういう期間設定で見ていくのか。厨芥率が指標になったとすれば、遡ってという会長の話もありましたけれども、その指標にどのような手法を当てはめるか等、次回以降の議論になるかと思えますけれども、そういったものが資料として提示されて、本当にそれがこの先の削減の計画の中で活かせるかどうかということを議論させていただくという姿になるかと思いました。それで先ほど他委員の質疑の中でも話が出て、不明瞭だなと思ったのは、削減に取り組む区民の割合を、区民意識調査の項目から外した、その理由の答えは出ていないと私は感じています。要は、削減の取り組みには、このことをお尋ねしてもそぐわないからって理由があるのか、そぐわないという理由だったとしても、なぜそぐわないのかって理由も必要だと思います。区民意識調査は非常に重要な調査だと思いますので、その中の一つを外すことにはそれなりの論拠がなければいけないと思うし、それはあると思うし次は新たな指標を定めるのであれば、必ずそれを区民意識調査の中のお尋ねする項目に入れなければいけないと思います。そういった部分では先ほどからの事務局からのお答えでは判然としてない印象を持たざるを得ないです。今会長に同意していただければですけども、この審議委員の中に環境清掃部長さんが委員という立場で、参加されていますけれども、大事なテーマかと思えますので、ぜひこの意識調査からなぜ外れたかは政策判断の一つだと思いますので部長からもぜひ解説があればありがたいなということで、会長にお願いしたいところでございます。

○委員 環境清掃部長です。先ほどの意識調査の関係です。簡単に一言で申し上げれば、基本計画の中で定められている指標がございます。例えば成果指標というものがあって、一つの政策の方向性の中に二つ設けられています。この二つの項目について今後進捗管理をするという区としての一つの大きな方向性が示されて、その調査を重点的に行う観点から、今回実はこの計画だけではなくて、いろんな区の基本計画の下に実施計画というものを作っていますけれども、そこの項目から今後この指標等について主に区民の意識がどうかといった視点なのですが、そこから新たな指標を検討しなければいけないという部分が、この計画以外にもいくつか出ている状況でございます。今回は事務局の方でそれに代わる案として直接的なお話がありました。区民の意識がどうなのかという感覚的な問題は今後取っていく必要があるだろうというふうに私どもも考えております。やはり他のエビデンスのある指標があると一番わかりやすいということで今日お示しをしておりますけれども、例えば、環境の他の分野を横断的に、区民の意識がどうなのか、例えば「ごみの出し方がちゃんとできているのか」ですかとか、「温暖化に対する取り組みがうまく進んでいるか」といった意識を取るということは当然必要だと思っておりますので、そういったことができるかどうか今後の宿題ということで持ち帰らせていただきたいと思いますのでお

ります。この一般廃棄物処理基本計画だけではなくて、様々な分野の指標という中で、区民の意識がどういうふうになってくるのか、例えば対応したらこういうふうに変化が出たといったところもですね、環境としては非常に大きな視点だと思いますので他委員もおっしゃられた点、非常に大事な点だと思っていますので、全体的に、どういった形で調査できるかどうか、次回お示しできるかどうかは定かではありませんけれども持ち帰って、この場で何らかの形でご回答できればと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。区の全体の調査をどういうふうにしていくのかというところは環境清掃部だけではなくて、他の部局の方でも上がっている検討課題ですので、全体でどうするかということよりも環境清掃部としてどういうふうに考えているかといった方向性などですね、考え方を示したいと思っておりますので、今日のところはそういったご答弁でご理解いただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。とにかく法律に基づいて削減をしていく、それから国民運動として取り組んでいくというふうになっているわけですので、ぜひ法律に基づいた国の動向、それから東京都も関連してきますし、それで23区特別区、その中の豊島区でありますのでこの指標の選び方やどういったものが豊島区にふさわしいかについては国、それから東京都それぞれ指標なりを持っていると思います。23区でも他の区の実績もあるかと思っています。次回以降はこの部分についての議論についてはまたそういったところの情報を与えていただきながら議論をさせていただけるとありがたいかなと思います。以上でございます。

○委員 会長すいません一言だけ今のご意見に対して、やはり基本的な文書でこうですよというご提案もそうなのですけど、その議論の対象となる基礎データなど基礎情報をきちんとお出しした上でないと、ご検討いただくにあたり判断材料が乏しい部分もあるかと思っていますので、委員が今おっしゃった点も多分そういう点だと思っておりますので、議論に基づくような資料の出し方も次回工夫したいと思います。

○委員 ご説明ありがとうございます。今指標の話がいくつか出てきて全くその通りだなと思って伺っていました。今の委員の御指摘もきちっと答えていただけなかったように思い、お聞かせいただきたいのですが、指標について、国の方がまず削減目標を持っていてそれに対して半減しましたということを言っているわけですね。ということは当然その裏にはバックデータはあるわけで、そのバックデータの出し方って国の方はどうしているのかというお尋ねがあったと思います。それと同じようなやり方ができないかどうか、そういったものを検討した上で今回のやり方になっているのか、この指標がなぜそういうふう選ばれたのかというプロセスをまさにお尋ねだったのかなと思うので、そこに対しては、きちんとお答えいただいていたように思うのですけれど、いかがですか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。そこについては整理した上で次回ご報告させていただきます。

○委員 はい。ありがとうございます。今ちょっと私も質疑の最中に少し資料を見ていたのですが、国の方だと大がかりな調査もかけながら、事業系のものと家庭系のものを把握しているようです。それで家庭系のものに関して各市区町村のごみ量をどのように把握しているのかというと、私は今、令和3年のものしか見つけられなかったのですが、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」というものが行われておりまして、これの市区町村のところで出ている廃棄物の中から食品廃棄物の割合を尋ねている項目があってそこを見ると、69.6%の市区町村が組成調査によって、食品廃棄物の量を把握しているというようなデータがありました。多分区の事務局の方も、きっと他の多くの自治体での取り組みとかも参考にしながら今回の手法を提案なさったと思うのでそういったところを示していただければ、この審議会の中でも納得性が高まると思います。ですので私のこの例が適切かわかりませんが、何かしら国の調査の根拠なども照らしながら提案いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 はい。国がやっている食品ロスの発生量というのは農林水産省の方で事業系の食品ロスの量を出して、家庭系を環境省の方で推計して出して、併せて日本の食品ロス量ということになっているので、それぞれの部分をどんな調査でどのように推計して出しているのか。また区でやっている組成調査から算出する食品ロスの量を比較するような資料を次回準備して提示できればと思います。

○委員 はい。ありがとうございます。この件はちょっとこれまでにします。それでですね、資料の10ページ目に、4.6のところ株式会社コークッキングとの連携協定ということ、フードシェアリングサービス「TABETE」の話が出ています。「TABETE」については、今回この登録数ユーザー数とですね登録店舗数の数字のみのページになっているのですが、そもそもコークッキングと協定を行った際に、食品をどのぐらい無駄にすることがなかったか、それに伴うCO2の削減量を推計で出すとか、効果が数字で表れるというのが一つの売りで、注目されていたところだったはずですが、ところがこの資料では登録ユーザー数と登録店舗数という数字を見ても評価がしづらいもののみの掲示になっています。これはどういうお考えなのでしょう。

○ごみ減量推進課長 はい。これはコークッキングとの連携によってユーザー数と登録店舗数がどのように拡大していったか連携ができているかということだけを出した資料ですので、これも次回にCO2の削減量なども合わせて提示するような資料を作成したいと思います。

○委員 はい、お願いします。この資料上もですが、そもそも少し心配なのが、この提示の

仕方だとコークッキングと提携を結んだ意味がないわけですよ。登録ユーザー数と登録店舗数を見せられても何も評価できないですよ。そもそも提携をした意味というのが何年か経って担当部署の方で失われてないか危惧するのですけれど、そこはいかがですか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。食品ロスの量を減らしていこうという部分については私たちの中でも忘れていたわけではございません。ご指摘の部分については、資料上不足がありましたので次回追加して出したいと思います。

○委員 ぜひお願いいたします。こういった民間企業との提携も、提携したときだけ盛り上がってやっても意味ないですよ。やはりそのときに提携した目的をどうやって達成していくのかも検証して行って、もし提携していてもあまり効果が上がらないようだったら提携の見直し等も必要でしょうし、提携自体を解消するのか、また内容の更新をするのかいろんな考え方があると思いますけれど、不断の検証をしながら事業を行っていただきたいと思います。次の質問で最後ですけれども、フードドライブの受付についてです。いろいろ資料を上げていただいています、かなりたくさんの方に、ご協力いただいているのがわかる資料だと思います。一方でフードドライブは当然ですけれど、食べ物を集めて終わりではなくて、出口もありますよね。ホームページの資料などを見ると出口のことも書いてあるわけなのですけれども、今回示された資料の中には全く示されていません。フードドライブに協力した区民や団体にとっては、やはり集めた数字だけ見せられても不十分だと思います。どのように集めた食品が有効活用されたかまで示して、初めて先ほど他委員が国民運動としてということをやっていたけれども、そういった国民的気運を高めていくことに繋がると思います。大事なところが抜けていると思うのですけれどいかがですか。

○ごみ減量推進課長 大変申し訳ございません。プラスチックのリサイクルなどもそうですが、川上から川下までわかるような資料は必要だと思いますので入口だけではなく、出口としてどのように利活用されているか、社会福祉協議会の方で活用いただいているのですけれども、その中でどういうところに活用されているのか等併せてお示ししたいと思います。

○委員 お願いします。以上です。

○委員 先ほどの意識調査の件ですけれども、まず一つ伺いたいのは、食品ロス削減推進計画ってありますよね。これは一般廃棄物処理基本計画に含まれているのですか、それとも別個にあるのですか。

○ごみ減量推進課 はい。一般廃棄物処理基本計画の中に定めているものでございます。

○委員 はい。建付けはわかりました。いずれにせよ法で定められていることについての統計を止めてしまうとは一体どういうことだと思って私も思います。一般廃棄物処理基本計画も

食品ロス削減推進計画も法律で定められている計画ですので、そこはもう1回ご検討いただければなというふうに私は思います。それから2点目は可燃ごみの厨芥類の割合を大体の指標にするというのは策定当初から継続してデータがあるということですのでよろしいかと思うのですが、食品ロスを考えたときに、おうちで買ってきて廃棄するものと、外で食べて残すものと大体大きなものはその二つですよね。この可燃ごみというのは、家庭系は含まれると思うのですが、事業系のごみも含まれたその厨芥の割合なののでしょうか。

○ごみ減量推進課長 事務局です。事業系の部分は含んでない状態でございます。

○委員 そうですか。小規模な事業者さんだと一緒に清掃工場に入ってきますよね。指標として調べるデータ自体は昔のデータですけれども、これから調べるようなことはできないのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 確認したいと思います。

○委員 そうすれば先ほどの意識調査で聞いていたことと何か相関といいますか、関係性がとれるようなデータが取れるかもしれないので。その辺は検討されたらいいかなと思います。

○会長 その他ございますか。次にその他の(1) 前回審議会の確認事項について事務局より説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 参考資料第2-1号をご覧ください。これは前回審議会の確認事項について取りまとめたものです。全部で7点ございまして、1番目、事業者のごみの発生量や資源化量の把握については、現在実施している事業者アンケート結果等により、その量を推計します。事業者アンケート調査とは区に直接関係する区収集に排出している事業所を対象に実施し、訪問によりそのような事業所を探し、アンケートの協力を依頼しながら調査票を配付します。調査対象地域は町丁目別に設定し、地理的に極端な偏りが生じないように1,500事業所を対象とします。調査期間は8月～9月にまたがる期間で実施しています。現在集計分析中でございます、その結果を第3回でご報告いたします。参考資料第2-2号「令和5年度事業系ごみの発生量予測について」をご覧ください。①区収集の事業系ごみをごみ処理券の販売量から推計していきます。②持ち込みごみについては清掃工場に持ち込んだ実績値です。③事業所からの区収集資源については、アンケートで回答のあった資源量の平均に①及びアンケート結果から推計した業者数を乗じて計算します。④区収集以外の事業所からの資源については、アンケートで回答のあった資源量の平均に区収集ではない業者数を経済センサス結果より算出し、それを乗じて算出します。これらにより事業系ごみを推計していこうと考えております。続いて、参考資料第2-1号に戻っていただいて、項番2「豊島区におけるプラスチックの資源化の手法や割合について資料提供してほしい」、項番3「プラスチックリサイクルの再資源化について全国的動向がわ

かる資料を用意してほしい」の指摘に対しては、参考資料第 2-3 号「プラスチックの再商品化について」をご覧ください。まず、1、廃プラスチックのリサイクル手法です。プラスチックのリサイクルは、マテリアルリサイクル（プラスチック製品の原料）、ケミカルリサイクル（化学原料等）、の 2 つに大別されます。2 ページ目をご覧ください。本区におけるプラスチック再商品資源化についてです。本区においては第 1 回審議会でもご説明した通り、区で回収したプラスチックは中間処理施設でプラスチック製容器包装と製品プラスチックに分別され、それぞれ再資源化施設へ送られ処理されます。資源プラスチック総回収量と資源プラスチックの再商品化出荷量についてグラフでまとめました。3 ページをご覧ください。プラスチック製容器包装と製品プラスチックの再資源化施設とリサイクル方法について令和 5 年度と 6 年度でまとめました。結果として本区では本格実施してから、プラスチック製容器包装（マテリアルリサイクルに回るもの）が 91.4%、製品プラスチック（ケミカルリサイクルに回るもの）が 4.0%、残渣（プラスチック以外の物）が 4.5%となっています。4 ページをご覧ください。プラスチックリサイクルにおける全国的な動向についてです。まずは、プラスチックのリサイクル量の概況です。一般社団法人プラスチック循環利用協会が毎年度まとめている「プラスチックのマテリアルフロー」の最新版、2022（令和 4）年のデータを見ると、家庭系プラスチックごみは 424 万トン、産廃系プラスチックごみは 399 万トン、合計で 823 万トンのプラスチックごみが全国で排出されています。このうち、マテリアルリサイクルは 180 万トン、ケミカルリサイクルは 28 万トン、合計 208 万トンが再生されており、リサイクル率は 25%程度となっています。5 ページをご覧ください。家庭系プラスチックごみのリサイクル量についてです。図 2 容器包装リサイクル法に基づく家庭系プラスチックの収集実績のとおり、プラスチック製容器包装の分別収集を実施する市町村は年々少しずつ増加しており、2023（令和 5）年度は 1,134 自治体となっています。一方、プラスチック製容器包装の分別収集量は、2020 年のコロナ禍の影響で一時的に増えたものの、10 年以上の期間、65 万トン前後で推移しています。6 ページをご覧ください。プラスチックのリサイクルに関する課題についてです。まず（1）製品プラスチックも含めた総合的な排出抑制です。プラスチック新法では、リサイクルのための費用は、容器包装を製造・利用する事業者が負担しており、製品プラスチックを製造・販売する事業者は負担していないため、製品プラスチックについては費用面から削減しようとするインセンティブが働かないのでは、という指摘があります。（2）プラスチック再商品化施設的能力についてです。令和 5 年度時点での再商品化事業者の処理能力は、年間約 73 万トンでありましたが、図 4 のとおり、同年度の市区町村からの引取予定量は約 71 万トンで、年間でわずか 2 万トンしか処理能力の余力が無い状態でした。しかし実際の引取量は 65 万 6 千トンで、実績値ベースではまだ 7 万トン以上の余裕があ

りました。プラ新法の施行により、東京都区部を始めプラスチック資源の分別収集を導入する自治体が増え、国も循環型社会形成推進交付金や特別交付税でプラスチック分別収集・リサイクルの導入を後押ししている背景から、国では2030年までにプラスチック製容器包装の分別収集量は約50万トン増加、製品プラスチックも約50万トンが収集され、最大で約100万トンプラスチックの収集量が増加する可能性があるとして試算しています。その場合、現状の再商品化施設の処理能力が不足となることは明白であり、指定法人では国と連携し、新規再商品化事業者の参加を呼びかけています。最後に（3）求められるリサイクルの高度化についてです。プラスチックのリサイクルでは、元のプラスチック製品よりも品質が低くなる傾向があるため、再生品の用途が擬木やパレット、ベンチといったものに限定されがちになってしまいます。自動車や家電といった分野では、まだ再生プラスチックを利用する動きが鈍いですが、すでに欧州では自動車や家電に再生材利用を義務づける動きがあり、日本においても技術開発等によるリサイクルの高度化が求められています。また、参考資料第2-1号に戻っていただいて、項番4「計画項目の進捗の中で、広報・周知の課題が多い。伸び悩んでいる、登録者数が少ない等に対して理由を分析して資料提供してほしい。目標値等もあれば併せて提供してほしい」に対して、参考資料第2-4号「広報活動の実績」をご覧ください。広報活動の令和5年度実績についてまとめました。区分の「イベント等」をご覧ください。ここでの課題は右端ですが、もともとその分野に興味のある人しかイベントを訪れないということが課題となっています。紙媒体については、必要な人に情報が届いているかの把握ができていない点が課題です。デジタル媒体については、高齢者や障害をお持ちの方など情報弱者の方に情報がいき届かないといった課題があります。今後はこれらの課題に対応できる施策をご議論いただければと考えております。参考資料第2-1号に戻っていただいて、項番5「環境教育について計画に盛り込んでほしい。」に対しては、基本方針1基本施策2「リデュース・リユースを推進する」の基本施策2「区民・事業者への啓発・情報発信」の中で反映していきます。続いて、項番6「集団回収の方法、区の収集に慣れない方の収集、住居の形態に合わせた収集の形態をどのように考えていくか。」に対しては、参考資料2-5号「収集のポイントについて」をご覧ください。豊島区におけるごみの回収の現状について1～3ページまで、集積所の数、廃棄物の種類ごとに収集方法をまとめています。3ページをご覧ください。本区で実施しているごみ収集に関する支援等については、高齢者等の世帯で、自ら集積所までごみを運び出すことができない場合、職員が家の玄関先までごみを取りに伺う出前ごみ収集、地域の方による自主的な資源リサイクル運動である集団回収支援、65歳以上の高齢者もしくは障害のある方などの世帯で、希望する場合、粗大ごみの運び出しに対応する粗大ごみ収集支援、生活保護を受給されている方や天災その他大規模災害を受けた方等を対象として

粗大ごみ手数料の減免の4つがあります。4ページをご覧ください。今後の収集支援等の方向性についてです。まずは一般家庭ごみの有料化です。東京26市では既に一般家庭ごみの有料化が実施されています。23区においても本区を含め17の自治体が区の基本計画に「ごみの有料化」の検討を盛り込み、本区においては、第2～5期のリサイクル清掃審議会でも議論が行われ、基本計画の中に盛り込まれてきました。今までの審議会の中では、有料化の前提として、戸別収集が行われることが必要だとする議論がなされています。しかしながら戸別収集については、狭い道の多い地域性などを考慮すると、豊島区での実施はコスト面等の課題が大きい状況もあること、また23区では東京二十三区清掃一部事務組合がごみの処理を一任されているため、有料化を実現するには23区の総意が必要となることから、家庭ごみの有料化については、引き続きの課題として検討していく必要があると考えています。次に、高齢化社会のごみ対策です。高齢化が進んでいく中における収集方法等の検討として、今後高齢化に伴い、自力での運び出すことが困難な区民が増えることが想定されます。区としては、引き続き「出前ごみ収集」「粗大ごみ収集支援」等の取り組みを継続していく必要があると考えております。最後に外国人増加への対応です。国内で日本人の人口が減少している一方で、外国人人口が増加しています。本区においても、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、近年の外国人人口は増加傾向にあります。外国人人口の増加については、ごみ問題にとどまらず、多文化共生施策として、一体で取り組んでいく必要があります。今後多文化共生主管課などと協力して外国人が、適正にごみを排出するための支援の方法を検討していく必要があると考えております。最後に、また、参考資料第2-1号に戻っていただいて、項番7「フードドライブ、食べきり協力店について、事業者に、表彰制度などをとおしてインセンティブを与えていかなければ、伸び悩んでしまうだろう。」に対しては、基本方針1「リデュース・リユースを推進する」の中で反映していきます。私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。予定時間が来てしまっていますが、どうしてもご意見ご質問したいことであれば、一つだけお願いします。

○委員 事業者のデータを取るために調査をするということでそれは大変よろしいことだと思いますが、一つだけ気になったのは、区収集と民間収集を併用している事業所があると思うのですよ。どちらかですかという聞き方はよくないと思います。そこだけ指摘しておきます。

○ごみ減量推進課長 そこはまた整理いたします。

○委員 町会の方で、集団回収をやっています。月に大体2回ぐらいの各集積所の方に資源を出す広報活動をしたり、あとは集積に関するルールなどの周知をしたり、トラックとかリアカーで収集して、一緒に集めるというような活動をやっています。黄色い旗から緑の

看板がある場所に出してくださいということが、新しい住民になかなか伝わりにくいです。それで今までは地区の当番が集積場所に朝早く 7 時ぐらいに黄色い旗を電柱等に結びつけておくのですが、そういう方たちがもう高齢化してきていて、それを取り付けることができないので町会に返してくることが結構あります。その地域だとどこに資源を出したらいいのかわからないという方もいらっしゃるので、できればこの黄色い旗とか緑の看板を常設化できるように電信柱とか公共の場所に付けさせていただければなというふうに考えています。それでやはり高齢者の方で分別するのは難しいというか、例えばもうペットボトルのビニールを外すのも難しいみたいなこともあります。それで隣近所でコミュニティというものを町会は作っていますし、それを今進めていますので、同じコミュニティの方が代わりにその場所まで持って行ってあげるシステムとか、それは民生委員の人ともよく連携をとって、町会でもいろいろそういった問題、ごみ屋敷みたいになっている家のごみを誰か代わりに持って行ってあげられる人がいないだろうかみたいなことを進めていくと。やっぱりボランティア活動っていうのは地域においてはとても大事で、日頃そういった交流があれば安否確認もできますし、いろんな町会の用事等にお誘いしたりすることもできるので、その辺を今後町会と連携して商店街もそうなのですけど、進めていってもらいたいと思います。以上です。

○会長 はい。では本日も長時間ご審議いただきましてありがとうございます。事務局から連絡事項があるそうですのでお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 はい。では連絡事項を 2 点お伝えさせていただきます。1 点目ですが、本日の会議録につきましては、直ちに作成作業に入り、委員の皆様を確認のご連絡をさせていただく予定です。会議録ですが、原則として会議でのご発言をそのまま記録させていただくものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしくお願いいたします。皆様にご確認いただきましたら、区 HP に掲載いたします。2 点目に、次の審議会の開催ですが、令和 7 年 2 月頃を予定しております。引き続きご協力を宜しくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○会長 それではこれもちまして、第 6 期第 2 回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。長時間ご議論をいただきまして、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

(12時7分閉会)

会 議 の 結 果	・ 第 5 次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定について、今後審議していく内容と進め方について質疑及び意見があった。
提出された資料等	・ 資料第 2-1 号 第 6 期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿 ・ 資料第 2-2 号 計画改定の方向性について ・ 資料第 2-3 号 食品ロス削減推進計画の見直しについて ・ 参考資料第 2-1 号 前回審議会の確認事項について ・ 参考資料第 2-2 号 令和 5 年度事業系ごみの発生量推計について ・ 参考資料第 2-3 号 プラスチックの再商品化について ・ 参考資料第 2-4 号 広報活動の実績 ・ 参考資料第 2-5 号 収集のポイントについて
そ の 他	